

伊勢市第 11 次老人福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定業務委託仕様書

- 1 委託業務名 伊勢市第 11 次老人福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定業務委託
- 2 業務の目的 伊勢市の高齢者福祉及び介護保険事業運営の指針とするため、老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条の規定に基づき、令和 9 年度から令和 11 年度までの「伊勢市第 11 次老人福祉計画・第 10 期介護保険事業計画」を策定する。
- 3 委託期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 24 日(水)
- 4 業務実施場所 伊勢市が指定する場所
- 5 業務内容

(1) 高齢者実態調査【令和 7 年度：アンケート調査、集計】【令和 8 年度：分析】

日常生活圏域ごとの高齢者の意識、生活実態、健康状態、介護環境等を調査するとともに、介護している家族の生活実態や抱える問題等を調査し、日常生活や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握を行う。受託者は、国から示された「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査（アンケート）」をベースとして市独自の設問等を加え、調査票の設計及び印刷を行う。

◆介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者、総合事業対象者、要支援 1・要支援 2 の高齢者）

- ・日常生活圏域（12 圏域）の無作為抽出によるアンケート調査の実施、集計、分析を行い、結果を報告書としてまとめ、介護保険サービスや市独自のサービス等の整備課題を整理すること。
- ・地域包括ケア「見える化」システムへのデータ登録を行い分析を行うこと。
- ・集計及び分析結果等のデータを提出すること。
- ・集計終了後、市が提供したものは、すべて返却すること。

①アンケート調査票の作成

- ・調査票の印刷（A 4 版、単色刷、16 頁程度）3,000 部
- ・紙ベースで郵送し、回答は紙ベース又は QRコード読み取りにより Web で入力・回答を選択できるよう調査票及び回答フォームを作成すること。
- ・調査票の内容（質問項目）は市が作成をする。

②アンケート調査の実施

- ・調査票及び返信用封筒を発送用封筒へ封入する作業、宛名シールの作成及び貼付は市で行う。
- ・発送は市で行い、郵送料は市が負担をする。
- ・調査票の回収（回収率は 70%程度を想定）は受託者が行う。回収した調査票の受け渡し方法は受託者と協議をするが、必要な経費は受託者が負担すること。

※アンケート調査実施にかかる作業分担と費用負担は下記のとおりとする。

項目	市	受託者
調査票の印刷		○
発送用封筒・返信用封筒の印刷	○	
対象者のデータ抽出	○	
宛名シール作成	○	
調査票・返信用封筒の封入、宛名シール貼付	○	
発送にかかる郵送料	○	
返信にかかる郵送料	○	
郵便局への料金受取人払承認申請の手続き	○	
調査票の回収		○
調査票の受け渡しにかかる費用		○

◆在宅介護実態調査（在宅で生活している要支援・要介護者）

- ・市で行う在宅介護実態調査のデータ入力、集計、分析を行い、結果を報告書としてまとめ、介護保険サービスや市独自のサービス等の整備課題を整理すること。
- ・集計及び分析結果等のデータを提出すること。
- ・集計終了後、市が提供したものは、すべて返却すること。
- ・アンケート調査票については、市で準備を行う。

（２）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の集計、分析

【令和７年度～令和８年度】

①データ入力、集計、分析

- ・回収された調査票等のデータ入力、単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計を行うとともに、グラフ等を活用して分析を行うこと。
- ・自由回答については、意見を取りまとめて分類をすること。
- ・分析コメント、調査結果の総括を行うこと。

②地域包括ケア「見える化」システムとの連携

- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の調査結果について、地域包括ケア「見える化」システムデータ送信用csvファイルを作成し、納品すること。

※国や県が示すモデル調査票の他に独自設問の提案を行うこと。

（３）事業所アンケートの実施、集計、分析 【令和８年度】

- ・事業所アンケートの調査項目の提案を行うこと。
- ・アンケート調査の実施概要

調査対象	①介護サービス事業所	②介護支援専門員
配布数	①300票（回収率70%）	②200票（回収率70%）

※国の指針等に内容等をあわせること。

- ・事業所アンケートについては、市が実施する。
- ・事業所アンケートの集計、分析を行い、集計及び分析結果等のデータを提出すること。

(4) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析（令和7年度より実施）

【令和7年度～令和8年度】

高齢者福祉・介護保険をめぐる施策動向、市の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、高齢者の現況動向及びサービスの利用状況等について、地域包括ケア「見える化」システム及び「要介護認定データを用いた地域分析ツール」を活用し、市が提供するデータ、資料をもとに整理分析を行うこと。また、他自治体との比較分析を行うこと。

(5) 現行計画の進捗状況の評価及び現状と課題整理 【令和7年度～令和8年度】

現行計画期間（令和6年度～令和8年度）における伊勢市の老人福祉及び介護保険事業等の進捗状況、計画数値等についての分析、評価を行い、国における高齢者福祉・介護保険制度の施策動向を把握しながら、今後の課題を整理し、方向性を検討すること。

(6) 計画目標量の設定 【令和8年度】

第10期介護保険事業計画の前提となる圏域の将来人口及び高齢者人口を設定し、地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能の活用により、要支援・要介護者数、介護保険サービス利用者数を推計するとともに、介護保険サービス見込量、介護保険給付費、第10期介護保険料の設定支援を行うこと。
作成、検討にあたっては、随時市と協議、確認を行うこと。

(7) 計画策定支援 【令和7年度～令和8年度】

計画書については、当該計画期間で実施した上記（2）から（6）において出された課題や施策方向を整理し、下記内容を踏まえながら作成すること。

- ・伊勢市の地域包括ケアシステムの深化・推進のため、介護と医療の連携強化や、自立支援・重度化防止、認知症施策、給付適正化、介護人材の確保等の取組の推進についても、2040年に向けた中長期的な視野に立った施策の展開を反映させるものであること。
- ・介護給付適正化計画及び認知症施策推進計画を包含したものとすること。
- ・介護に携わる人材の確保について、「介護雇用管理改善等計画」を踏まえ検討を行うこと。
- ・伊勢市総合計画、伊勢市地域福祉計画、医療計画などの他の計画との調整を行い計画に反映させること。
- ・計画案については、地域包括ケア推進協議会の開催等に合わせて、計画骨子案、計画素案、計画案を別途協議する期日までに随時作成をすること。また、計画案を作成する上で必要となる説明用資料等を作成するとともに、適宜記載内容の修正や全体の構成、図面作成を行うこと。
- ・計画素案にてパブリックコメントを実施するため、パブリックコメントに公表する資料作成、意見に対する助言等の支援等を行うこと。
- ・住民向けの説明に必要となる資料等を作成すること。
- ・計画書及び概要版を設計、作成すること。

- ・国、県等の動向、方針に関しての助言、その他必要に応じて、電話、メール等で支援を行うこと。また、本市と連絡を密にし、必要に応じて打ち合わせを随時行い、計画の策定に向けた助言や提案を積極的に行うこと。

(8) 会議運営支援 【令和7年度～令和8年度】

①地域包括ケア推進協議会

- ・学識経験者や関係団体の代表者、市民の代表者等で構成する地域包括ケア推進協議会（構成員17名）の開催に必要な資料を作成すること。
- ・会議に同席して必要に応じて資料を説明し、議事進行を補佐すること。
- ・事務局及び会議委員から求めがあった際に、技術的な助言等を行うこと。
- ・会議開催のための事前協議、会議内容の記録を行い、会議録等を作成（開催後1週間以内）すること。
- ・会議は7回程度（令和7年度2回、令和8年度5回）の開催を予定している。

②庁内会議

- ・庁内会議の開催に必要な資料を作成すること。
- ・出席者から求めがあった際に、技術的な助言等を行うこと。
- ・会議開催のための事前協議、会議内容の記録を行い、会議録等を作成（開催後1週間以内）すること。
- ・会議は4回程度（令和7年度1回、令和8年度3回）の開催を予定している。

6 業務責任者の配置及び進捗状況

- ・プロポーザルで説明を行った者が、本業務の責任者として従事すること。
- ・責任者は進捗状況を管理し、伊勢市に月2回以上報告をすること。

7 成果品の納品 【令和7年度～令和8年度】

次の成果品を市へ納品すること。納品時期は別途協議とする。

各実施業務の成果品については、電子データ（Word形式、Excel形式及びPDF形式）を随時提出すること。※Microsoft Officeで開ける形式であること。

①アンケート調査【令和7年度】

上記5業務内容（1）に記載のとおり、調査票を印刷すること。

- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票（A4版、単色刷、16頁程度）3,000部
※調査票は、各50部ずつ見本として別途納品をすること。
- ・アンケート調査票の電子データ、回収された調査票のデータ入力後の電子データ及び単純集計データを収録したCD-R 1式

②高齢者実態調査結果報告書【令和8年度】

集計結果にグラフ、表、分析コメント等を付して、調査結果報告書を作成すること。

- ・調査基礎データ及び調査結果報告書の電子データを収録したCD-R 1式

③事業所アンケート調査結果報告書【令和8年度】

事業所アンケートの集計、分析を行い、調査結果報告書を作成すること。

- ・調査結果報告書の電子データを収録したCD-R 1式

④計画書（素案）及び概要版（素案）【提出期限：令和8年10月頃予定】【令和8年度】

パブリックコメントに公表する資料として作成をすること。

- ・計画書（素案）の原稿（A4版、単色刷） 1部
- ・計画書（素案）の電子データを収録したCD-R 1式
- ・概要版（素案）の原稿（A4版、単色刷） 1部
- ・概要版（素案）の電子データを収録したCD-R 1式

⑤計画書及び概要版【令和8年度】

- ・計画書（A4版、〔表紙のみ：4色刷〕150頁程度）
原稿1部
- ・概要版（A4版、〔表紙のみ：4色刷〕12頁程度）
原稿1部
- ・計画書及び概要版の電子データを収録したCD-R 1式

8 委託料の支払いについて

各年度、委託業務の完了を確認した後、支払請求書を受理した時は、その日から起算して30日以内に一括して業務委託料を支払う。

9 業務上の留意事項

- ①着実な業務進行がなされるよう、工程管理を的確に行うこと。
- ②国の基本方針の内容や制度改正の動向に留意しながら、実情に即した計画策定に努めること。
- ③計画策定にあたっては、市の地域特性を十分配慮すること。
- ④本業務の納入成果品は、市が著作権を有するものとし、受託者は市の承諾なしに他に公表及び貸与、使用してはならない。ただし、計画策定にあたり実施する各種調査のデータ及び報告書については、市が事前に承認した用途（新しい取り組みを紹介する研究成果発表や事例共有などの会合、市のホームページや資料上での掲載など）の限りにおいて公表することを許可するものとする。また、納入成果品のうち、従前より受託者又はその仕入先が著作権を有するものについては、著作権は保留されるが、その翻案等により発生した二次的著作物の著作権は市に帰属されるものとする。
- ⑤本業務の履行の結果、受託者の責に帰すべき理由により市に対して損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- ⑥個人情報保護に関する法律をはじめとする関係法令、規則等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密事項を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。
- ⑦本仕様書に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合又は本仕様書により難しい事由が生じた場合は、市と速やかに協議をし、その指示に従うものとする。